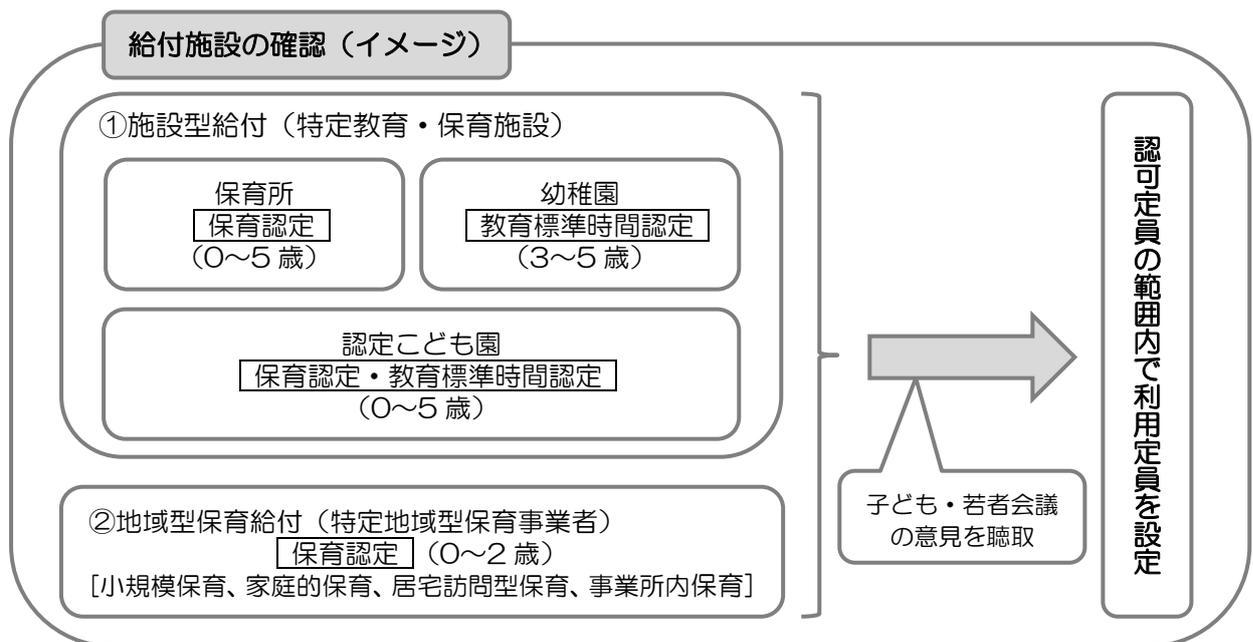


【特定教育・保育施設の利用定員の設定と認可について】

1 子ども・子育て支援新制度における給付施設の確認（利用定員設定）について

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）においては、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に基づき、施設型給付施設（保育所、幼稚園、認定こども園）と地域型保育給付施設（小規模保育、家庭的保育等）について、各施設の利用定員を定めた上で、運営基準等を満たしていることを市が確認することとされており、確認を受けた施設が運営費等の給付（国・県・市からの財政支援）の対象となります。

なお、利用定員の設定に際しては、法第31条第2項等の規定により、審議会その他の合議制の機関（彦根市子ども・若者会議）の意見を聴取することとされており、今後、新たに給付対象の確認が必要となる施設について、本会議の意見を聴取し、利用定員設定を行うこととなります。



※上記の他に、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付を受けない、私学助成対象の幼稚園があります。

（参考）認可定員と利用定員の違い

認可定員	教育・保育施設の設置に当たり認可された定員
利用定員	法に基づく、給付費算定の基礎となる定員 ※認定区分（1～3号認定）ごとに設定

2 就学前の教育・保育施設の認可について

旧制度では、保育所、幼稚園等の設置について、各根拠法令に基づき、県知事による認可等の手続きがありました。新制度においては、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）について、新たに認可制度が設けられ、市が定める設備および運営の基準（彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例）に基づき、認可することとなりました。

なお、地域型保育事業の認可に際しても、児童福祉法第34条の15第4の規定により、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴取することとなっており、本市においては、彦根市子ども・若者会議の意見を聴取することとしております。

（参考）新制度における設置認可

	保育所	幼稚園	幼保連携型認定こども園	地域型保育事業
認可主体	県	県	県	市
根拠法令	児童福祉法	学校教育法	認定こども園法	児童福祉法
施設の性格	児童福祉施設	学校	学校／児童福祉施設	児童福祉施設

※認定こども園法＝「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」

（参考）地域型保育事業（小規模保育事業）の主な認可基準

区分	保育所	小規模保育事業			
		A型	B型	C型	
定員	20人以上	6～19人	6～19人	6～10人	
職員	職員数	0歳児3：1 1・2歳児6：1	保育所の配置基準 +1人	保育所の配置基準 +1人	0～2歳児3：1 (補助者を置く場合5：2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特 例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様の特例有	1/2以上保育士 ※保育所と同様の特例 ※保育士以外には研修実 施	家庭的保育者 ※市長が行う研修を修了 した保育士、保育士と 同等以上の知識及び経 験を有すると認める者
設備・面積 (保育室等)	(0歳・1歳児) 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.30㎡ (2歳以上児) 保育室等 1人当たり1.98㎡	(0歳・1歳児) 1人当たり3.30㎡ (2歳児) 1人当たり1.98㎡	(0歳・1歳児) 1人当たり3.30㎡ (2歳児) 1人当たり1.98㎡	(0～2歳児) 1人当たり3.30㎡	
給食	自園調理 調理室、調理員	自園調理(連携施設等から の搬入可) 調理設備、調理員	自園調理(連携施設等から の搬入可) 調理設備、調理員	自園調理(連携施設等から の搬入可) 調理設備、調理員	

※食事の提供および連携施設の確保については、経過措置期間（新制度施行後5年間）が設けられており、確保しないことを理由に認可を拒むことはできないこととされています。

3 認可予定施設に係る利用定員の設定について

[認可主体] 彦根市 [確認] 彦根市

事業形態	小規模保育事業A型			
施設名	彦根かんがるー保育園			
所在地	彦根市戸賀町53番地3			
設置者	医療法人 藤野こどもクリニック			
認可定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	3人	8人	8人	19人
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	3人	8人	8人	19人
開所時間 (延長含む)	平日	土曜日	※日曜日、祝日、お盆、年末年始 (12/29~1/3)は休み	
	7:30~19:00	8:30~17:00		
保育室	0~2歳児			
面積(m ²)	70.33	※乳児室、保育室は別 ※必要面積52.14m ²		
利用定員1人 当たり面積(m ²)	3.70			
建物の構造	木造、2階建て			
屋外遊戯場	有り	※敷地内38.7m ²		
食事の提供	有り	※自園調理		
連携施設	無し	※経過措置期間中の確保を条件		
その他特記事項	・平成24年9月1日から彦根市と愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の1市4町で立ち上げた湖東定住自立圏推進協議会の事業として、病児・病後児保育事業を実施する病児保育室を運営されてきた実績あり。			
事業開始予定年月日	平成29年4月1日			

[認可主体] 彦根市 [確認] 彦根市

事業形態	小規模保育事業B型			
施設名	パレット			
所在地	彦根市新海町2243番地2			
設置者	特定非営利活動法人 ホームスイートホーム			
認可定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	2人	4人	5人	11人
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	2人	4人	5人	11人
開所時間 (延長含む)	平日	土曜日	※日曜日、祝日、お盆、年末年始 (12/29~1/3)は休み	
	7:30~19:00	7:30~19:00		
保育室	0~2歳児			
面積(m ²)	33.34	※乳児室、保育室は別 ※必要面積29.70m ²		
利用定員1人 当たり面積(m ²)	3.07			
建物の構造	鉄骨造、2階建ての1階			
屋外遊戯場	有り	※敷地内436.00m ²		
食事の提供	無し	※経過措置期間中に開始を条件		
連携施設	有り			
その他特記事項	・平成20年9月1日から認可外保育施設として保育事業を実施しており、適正に運営されてきた実績あり。 ・一時預かり事業実施予定。			
事業開始予定年月日	平成29年4月1日			

[認可主体] 滋賀県 [確認] 彦根市

事業形態	保育所				
施設名	どんぐりけんだいまえ保育園				
所在地	彦根市八坂町 3248 番地				
設置者	社会福祉法人 どんぐり会				
認可定員	30人				
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	合計
2号認定	—	—	—	8人	8人
3号認定	6人	8人	8人	—	22人
開所時間 (延長含む)	平日 7:15~19:15	土曜日 7:15~17:30	※日曜日、祝日、年末年始(12/29 ~1/3)は休み		
保育室等	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室	合計
室数	1	1	4	1	7
面積(m ²)	37.27	27.34	107.2	55.62	227.43
利用定員1人 当たり面積(m ²)	6.21 (基準 1.65)	3.42 (基準 3.30)	6.70 ※保育室のみで算出 (基準 1.98)		
建物の構造	木造、平屋建て				
屋外遊戯場(m ²)	170	利用定員1人当たり面積 10.63(基準 3.30)			
食事の提供	有り				
その他特記事項	延長保育事業、一時保育事業、子育て支援事業実施予定				
事業開始予定年月日	平成 29 年 4 月 1 日				

(参考)

[認可主体] 滋賀県 [確認] —

事業形態	幼保連携型認定こども園						
施設名	彦根市立平田こども園						
所在地	彦根市平田町 303 番地 1						
設置者	彦根市						
認可定員	200人						
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号認定	—	—	—	40人	50人	50人	140人
2号認定	—	—	—	10人	10人	10人	30人
3号認定	6人	10人	14人	—	—	—	30人
開所時間 (延長含む)	平日 7:30~19:00	土曜日 7:30~18:30	※日曜日、祝日、年末年始(12/29 ~1/3)は休み				
保育室等	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室	合計		
室数	1	1	6	1	7		
面積(m ²)	48.45	50.11	411.58	196.54	706.68		
利用定員1人 当たり面積(m ²)	8.08 (基準 1.65)	5.01 (基準 3.30)	2.24 ※保育室のみで算出 (基準 1.98)				
建物の構造	木造、2階建て						
屋外遊戯場(m ²)	1,890	利用定員1人当たり面積 10.27(基準 3.30)					
食事の提供	有り						
その他特記事項	延長保育事業、一時保育事業、子育て支援事業実施予定						
事業開始予定年月日	平成 29 年 4 月 1 日						

4 認可施設に係る利用定員の変更について

[認可主体] 滋賀県 [確認] 彦根市

事業形態	保育所						
施設名	鳥居本保育園						
所在地	彦根市鳥居本町 1445 番地						
設置者	社会福祉法人 彦根福祉会						
認可定員	90人						
変更前利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号認定	—	—	—	20人	42人		62人
3号認定	3人	25人		—	—	—	28人
変更後利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号認定	—	—	—	18人	40人		58人
3号認定	3人	19人		—	—	—	22人
変更理由	<p>(福)彦根福祉会から「過去 10 年間の状況から、平成 22 年、23 年は 90 人前後の利用者があったが、それ以外は 80 人前後の利用者となり、今後の推計でも 80 人を超えることはないと考えており、保育所運営上、利用定員の変更は必要である。」との申請があったものです。</p> <p>実際、本市においては待機児童が発生していますが、年度当初に限らず年度途中においても、第 1 希望で利用申込みする方以外、地理的要因から同園への利用希望は少ない状況にあり、また、保育所運営で見ると、施設型給付費は利用定員を基に算出しており、利用定員 90 人以下と 80 人以下では金額に差が生じていることから、実態に合致する方が安定した運営が行えるものと考えられることから、利用定員の減を行うものです。</p> <p>なお、平成 29 年 4 月の利用予定者数は 76 人(平成 29 年 2 月現在)となっています。</p>						
変更予定年月日	平成 29 年 4 月 1 日						

[認可主体] 滋賀県 [確認] 彦根市

事業形態	保育所						
施設名	ノゾミ保育園						
所在地	彦根市本町一丁目 8-20						
設置者	社会福祉法人 ノゾミ会						
認可定員	90人						
変更前利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号認定	—	—	—	16人	50人		66人
3号認定	4人	20人		—	—	—	24人
変更後利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号認定	—	—	—	15人	48人		63人
3号認定	3人	24人		—	—	—	27人
変更理由	<p>(福)ノゾミ会から「実情に応じた利用定員の設定をするもの。」との申請があったものです。</p> <p>実際、本市においては待機児童が発生していますが、年齢別に見ますと 0~2 歳児が全体の約 9 割を占めていることから、3号認定の利用定員を増やすことは待機児童の解消に寄与するものと考えられることから、利用定員の変更を行うものです。</p> <p>なお、合計利用定員の変更はありません。</p>						
変更予定年月日	平成 29 年 4 月 1 日						

5 彦根市子ども・若者プランとの比較について

今回、小規模保育事業所等の認可による、彦根市子ども・若者プランにおける教育・保育の提供体制の確保の数値については次のとおりです。

1号認定においては、提供体制の確保はできている状態が続いています。

2号認定においては、平成29年度当初には1,696人分の提供体制の確保を見込んでおり、計画数値の1,593人に比べ大幅な量の確保が図れていますが、必要利用定員総数には不足する状況です。

3号認定においては、平成29年度当初には883人分の提供体制の確保を見込んでおり、計画数値とほぼ同数の量の確保が図れていますが、本市の待機児童数は平成28年度当初63名に対し、平成28年度末には150名を超える状況にあり、年齢別内訳では0から2歳児が全体の約9割を占めていることから、今後も計画に沿った提供体制の確保が必要な状況にあります。

彦根市子ども・若者プラン 82 ページ

【1号認定：3～5歳（教育のみ）】

《計画》

彦根市全域		実績（人）	実施時期（人）				
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
①量の見込（必要利用定員総数）		1,376	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
②確保の方策	特定教育・保育施設		1,380	1,380	1,340	1,230	1,080
	（確認を受けない幼稚園）		475	475	475	475	475
②-①			752	752	712	602	452



《各年度4月1日時点の数値》

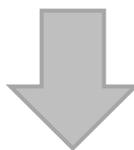
彦根市全域		実績	実施時期		
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
①量の見込（必要利用定員総数）		1,376	1,103	1,103	1,103
②確保の方策	特定教育・保育施設		1,375	1,430	1,380
	（確認を受けない幼稚園）		475	315	315
②-①			747	642	592

【2号認定：3-5歳（保育の必要性あり・教育希望が強い）】

《計画》

彦根市全域		実績	実施時期				
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
①量の見込（必要利用定員総数）		1,745	2,045	2,045	2,045	2,045	2,045
	うち教育希望が強い		228	228	228	228	228
②確保の方策	特定教育・保育施設		1,573	1,573	1,593	1,663	2,045
	うち公立幼稚園		0	0	0	0	272
②-①			△472	△472	△452	△382	0

※民間による保育所、認定こども園の整備が行われないことを前提とします。



《各年度4月1日時点の数値》

彦根市全域		実績	実施時期		
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
①量の見込（必要利用定員総数）		1,745	2,045	2,045	2,045
	うち教育希望が強い		228	228	228
②確保の方策	特定教育・保育施設		1,638	1,665	1,696
	うち公立幼稚園		0	0	0
②-①			△407	△380	△349

【3号認定：0-2歳（保育のみ）】

《計画》

彦根市全域			実績		実施時期									
			平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
①量の見込	必要利用定員総数		842		955		955		955		955		955	
	0歳児	1・2歳児	107	735	167	788	167	788	167	788	167	788	167	788
保育利用率（満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合）			26.4%		29.9%		30.2%		30.4%		30.7%		31.1%	
②確保の方策	特定教育・保育施設総数				842		842		882		962		1,042	
	0歳児	1・2歳児			107	735	107	735	116	766	149	813	167	875
②-①	②-①総数				△113		△113		△73		7		87	
	0歳児	1・2歳児			△60	△53	△60	△53	△51	△22	△18	25	0	87



《各年度4月1日時点の数値》

彦根市全域			実績		実施時期					
			平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
①量の見込	必要利用定員総数		842		955		955		955	
	0歳児	1・2歳児	107	735	167	788	167	788	167	788
保育利用率（満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合）			26.4%		29.9%		30.2%		30.4%	
②確保の方策	特定教育・保育施設総数				777		804		883	
	0歳児	1・2歳児			148	629	152	652	168	715
②-①	②-①総数				△178		△151		△72	
	0歳児	1・2歳児			△19	△159	△15	△136	1	△73